主 文 本件控訴を棄却する。 控訴費用は控訴人の負担とする。 事 実

控訴代理人は、「原判決中控訴人敗訴部分を取消す。被控訴人両名の請求を棄却する。訴訟費用は第一、二審共被控訴人両名の負担とする。」との判決を求め、被控訴人等代理人は、控訴棄却の判決を求めた。

当事者双方の事実上の主張は、

控訴代理人において、(一) 町村合併により新町が発足し、合併前の町村の職員を新町において採用任命した場合においても、右採用は地方公務員法第二十二条の間その職務を良好な成績で遂行したときに始めて正式採用になるものでああり、名条件附採用期間中の職員については地方公務員法第二十七条第二項第二十八条第の発足に伴い、昭和三十年三月三十一日同町の職員として採用されたものであるから、身分保障に関する前記各条項の適用はなく控訴人。町長に発明し得るものである。(二) 仮に被控訴人両名についても地方公務員法のであるから、身分保障に関する前記各条項の適用はなく控訴人。町長にお明し、本件免職し得るものである。(二) 仮に被控訴人両名についても地方公務員法が、日本のであるの判断は任命権者たる町長の自由裁量に委せられているものである。とれているものである。とれているものである。とれているものである。とは、日本のでは、日本のである。とは、日本のでは、日本のである。とは、日本のでは、日本のである。とは、日本のでは、日本のである。とは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本

た外原判決事実摘示と同一であるから、ここにこれを引用する(但し本件免職処分の無効確認請求に関する部分を除く)。

立証として、被控訴人等代理人は、甲第一乃至第六号証を提出し、原審並に当審証人A、同B、当審証人Cの各証言並に原審における被控訴本人D、同E各尋問の結果を援用し、乙第一号証の成立を認め、控訴代理人は、乙第一号証を提出し、原審証人F、同G、同H、同I、同J、原審並に当審証人K、同L、当審証人M、同N、同O、同P、同Qの各証言並に原審及び当審における控訴本人尋問の結果を援用し、甲第一号証中郵便官署作成部分の成立はこれを認めるも、その余の部分の成立は不知、同第二号証の成立は不知、爾余の甲号各証の成立はこれを認める、と述べた。 〇理由

被控訴人両名は、控訴人a町長が昭和三十年九月十三日被控訴人両名に対してなした免職処分の取消を求めているにつき(原審における予備的請求)、以下審按する。

ず被控訴人両名がいずれも愛媛県伊予郡a町の吏員として同町役場に勤務していたものであるところ、控訴人a町長が昭和三十年九月十三日被控訴人両名を免職処分 (以下本件免職処分と称する)に付したことは、当事者間に争がない。

(一) 本件免職処分取消請求の適否について。

被控訴人両名は本件訴の提起に先立ち、前記免職処分につき地方公務員法第四十九条第四項による審査の請求をしていないことは、被控訴人等の自ら認めるとと言文を受けた当時は公立したところのと認めるであるが、被控訴人等が本件免職処分を受けた当時は公立したものと認められる第二号証及び原審における被控訴本人Dの供述をに成立した被控訴といる第二号証及が設置されていなかったため、昭和三十月初旬頃のないられているできる。というできないにところ、審査請求を受理しなかる場合は被控訴を受けないできる。というなができないにとを窺うことができる。というなとしたとものというべきである。との表別の訴を提起にいわゆるに当なを経ていないことを行政事件訴訟特例法第二条但書にいわゆる正当なにのというべきであり、本件免職処分取消請求は適法であるといわなけれたことにの本件訴が行政事件訴訟特例法第五条第一項所定の期間内に提起されたことには、記録上明らかである)。

(二) 本件免職処分当時被控訴人両名が条件附採用期間中の職員であつたか否かについて。

控訴人は、被控訴人両名は本件免職処分当時いわゆる条件附採用期間中の職員であったのであるから、身分保障に関する地方公務員法第二十七条第二項第二十八条第一項の適用はなく(同法第二十八条第四項参照)、任命権者たるa町長において自由に免職し得たものであるから、本件免職処分が違法であるとの被控訴人等の主

張は失当である、と主張するにつき考察する。愛媛県伊予郡にあつたa町、b村及びc村の三町村が町村合併促進法に基き昭和三十年三月三十一日合併し新たなa町 が発足したこと、被控訴人両名はいずれも右旧a町の正式職員であつたところ、右 新a町の発足に当り引続き同町の職員として任用されたことは当事者間に争がな 右の場合旧町村は合併によつて消滅し、法人格を異にする新しい町が発足する のであるから、従前の町村の職員であつても自動的に新町の職員としての身分を取 得するものではなく、新町において新たに任命行為を行うことによつて新町の職員 としての身分を取得するものであることはいうまでもない(被控訴人両名に対して も、昭和三十年三月三十一日附で新a町長職務執行者よりa町事務吏員に任命する 旨の辞令が発せられたことは、成立に争のない甲第三、四号証に徴し明らかであ る)。そこで右のように町村合併に因る新町の発足により旧町村の職員であつた者 が新たに新町の職員として任命された場合においても地方公務員法第二十二条第一 項が適用されるか否かにつき考えて見るに、右条項は地方公共団体が競争試験また は選考等によつて新たに職員を採用した場合その被採用者が果して良好な職務遂行 能力を有するか否かを判定するため或一定期間(通常六ケ月)を条件附採用期間と し、その者が右期間を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに始め て正式採用とする旨定めたものであることは、同条項の文言及びその立法精神〈要 旨>に照し明らかであり、前記の如く町村合併に因る新町の発足により従前旧町村の 正式職員であつた者が新たに</要旨>新町の職員として任命されたような場合にまで 右地方公務員法第二十二条第一項が適用されて、新任命後六ケ月間はいわゆる条件 附採用期間となるものと解することは妥当でない。このことは町村合併促進法第二 十四条第一項が「合併関係町村は、その協義により、町村合併の際現にその職に在る合併関係町村の一般職の職員が引続き合併町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない」と規定しているところより見ても、合併前の旧町村 の正式職員が町村合併により新町の職員に任命された場合地方公務員法第二十二条 第一項が適用されて条件附採用となり、身分保障を失うに至るというような解釈は 到底これを執ることができない。而して被控訴人両名共前記町村合併に至る迄に既 に四年近く旧a町の職員であつたことは後記認定の通りであるから、被控訴人両名 が前記町村合併により新しく新a町の職員に任命されたからといつて、いわゆる条件附採用となつたものと解することはできず、従つて被控訴人両名が本件免職処分当時条件附採用期間中の職員であつたものと認めることはできない。右のことを前 提とする控訴人の主張は採用の限りでない。

(三) 本件免職処分が違法か否かについて。

(1) 被控訴人両名の略歴及び担当職務について。

(2) 本件免職処分がなされた経緯について。 成立に争のない乙第一号証、原審証人F、同I、原審並に当審証人Kの各証言並 に原審及び当審における控訴本人の供述を綜合すれば、前記の如く旧a町、b村、 c村の三カ村が合併し、昭和三十年三月三十一日より新a町が発足したが、新a町 においては右発足直後町財政を健全化する必要上人件費節減のため、人員整理を行 うことに決し、a町職員退職手当支給条例(昭和三十年三月三十一日より適用)を 具体的な免職事由を示さなかつたことを認めることができる。 (3) 地方公務員法第二十八条第一項第一号または第三号に該当する免職事由があるかどうか。 控訴人は、本件免職処分は、被控訴人両名共勤務実績が良くなく且つその職に必要な適格性を欠いていることを理由としたものである、と主張するにつき審按する。

(イ) 「勤務実績が良くない場合」に該当するか。

原審証人F、同G、当審証人K、同Lの各証言並に原審及び当審における控訴本人の供述を彼此綜合すれば、被控訴人Dは、事務処理能率が幾分低調であつた上担当職務に関し積極性に乏しく、法令に対する研究心も比較的薄かつたことを窺うとができ、また原審証人F、同H、同I、原審並に当審証人L、当審証人M、同Kの各証言並に当審における控訴本人の供述を綜合すれば、被控訴人Eは、前記の如く主食配給に関する事務を担当していたのであるが、地方事務所或は食糧事務所等に提出する月例報告に時々違算或は数字の誤があり、上級庁より注意を受けたことがあること、担当職務に対する積極性が稍不足していたことを認めることができ、被控訴人両名共少くとも優秀にして有能な職員でなかつたことはあながちこれを否定することができない。

尚被控訴人Dの勤務状態につき附言するに、証人Lは当審において、被控訴人Dは昼食時しばしば帰宅して、所定の休憩時間以上に席を空けることが再三あつた旨証言しているけれども、他方証人Gが原審において、被控訴人Dの勤務振りは普通であつて、みだりに席を離れたり遅刻したりするようなことはなかつた旨証言し、また証人Bが原審において、被控訴人Dは定時に出勤し定時まで執務して、真面目に勤務していた旨証言しているところと対比すれば、前記L証人の証言も無条件にこれを信用し難く、同証言は必ずしも前叙判断の妨げとなるものではない。

(ロ) 「その職に必要な適格性を欠く場合」に該当するか。

控訴人は、被控訴人等は来庁の町民に対しても不親切で適切な応待ができなかつたばかりか他面上司に対する態度は横柄であつて上司を中傷する等万事につき極めて非協力的であり、のみならず被控訴人等は昭和三十年四月施行のa町長選挙に当り立候補した兵頭定雄の選挙運動を行い、公務員としての適格性を欠いていた旨主張するにつき検討する。

次に被控訴人両名が選挙運動を行つたとの点につき附言するに、原審証人F、同H、当審証人M、同O、同P、同Kの各証言並に原審及び当審における控訴本人の供述中被控訴人両名が昭和三十年四月施行のa町長選挙において特定候補者のため選挙運動(戸別訪問等)をなしたことを推測させるような証言または供述部分が存するけれども、右証言または供述は被控訴人両名が右町長選挙に際し選挙運動をなした事実を確認する証拠としてはなお不十分であり、他に被控訴人両名が選挙運動をなした事実を肯認するに十分な資料がない。従つて被控訴人両名が選挙運動をなしたことを理由として被控訴人両名に公務員としての適格性がないとする控訴人の主張も採用できない。

## (4) 結語

然らば叙上説示に照し被控訴人両名共控訴人が免職理由として主張する地方公務員法が第二十八条第一項第一号にいわゆる「勤務実績が良くない場合」または同項第三号にいわゆる「その職に必要な適格性を欠く場合」に該当するものとはおいるとは一項所定の事由がないのに拘らずなされた違法な処分であるといわなければならない。控訴人は職員に同条第一時であるといわなければならない。任命権者たる明長の第一時であると主張するけれども、地方公務員に対する任命権者の免職処分は純然たる自由裁量処分ではなく、地方公務員に対する任命権者の免職処分は納べたる自由裁量処分ではなく、地方公務員に対する任命権者に関する場合でなければこれをなし得ないものである場合でなければこれをなし得ないものである。とりは対する事実がないのに拘らず、これに該当するとしてなされた免職処分は取消を免れないると同一結論に出てた原判決(但し予備的請求に関する部分)は相当である

ので右と同一結論に出でた原判決(但し予備的請求に関する部分)は相当であるから、本件控訴はこれを棄却することとし、行政事件訴訟特例法第一条、民事訴訟法第三百八十四条第八十九条第九十五条を適用して、主文の通り判決する。

(裁判長判事 浮田茂男 判事 加藤謙二 判事 橘盛行)